

内部監査の実施状況について

(令和5年3月20日現在)

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
<p style="text-align: center;">① 山口労働局管内 の 労働基準監督署 及び 公共職業安定所</p>	<p style="text-align: center;">令和4年10月13日 から 令和4年11月11日</p>		<p>・出勤簿、休暇処理、超過勤務命令、旅費、物品に係る事務処理に不備が認められた。</p>	<p>・不備について補正した。今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づく適正な事務処理及びその確認・点検を徹底する。</p>
<p style="text-align: center;">② 山口労働局内 の 各課・室</p>	<p style="text-align: center;">令和4年11月14日 から 令和4年11月29日</p>	<p>①管理事務に関する事項 ②会計経理事務に関する事項 ③その他</p>	<p>・週休日の振替等命令により4時間勤務した日の超過勤務が125/100とすべきところ、135/100で支払っており事務処理に不備が認められた。</p> <p>・出勤簿、休暇処理及び超過勤務命令に係る事務処理に不備が認められた。</p>	<p>・不備について、該当者へ説明を行い、過大に支給した超過勤務手当の回収を行う。 再発防止のため、週休日の振替伺、超過勤務実施予定伺・実施時間報告の写を取り、勤務時間報告書作成時点で勤務時間管理員と担当でダブルチェックを実施する。</p> <p>・不備について補正した。今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づく適正な事務処理を実施するよう、確認・点検を徹底する。</p>